

日銀業第510号
平成28年5月31日

国債振替決済制度参加者
国債振替決済制度間接参加者 御中
国債振替決済制度外国間接参加者

日本銀行業務局

債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度における移行期間の終了等に関する留意事項について

日本銀行では、債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴い、平成27年12月21日に国債振替決済制度における口座体系の変更（種別・内訳区分の新設・廃止）を行いました。また、本年6月20日までを移行期間とし、廃止する旧種別・内訳区分についても同日まで存続させるとともに、所要の残高移管（利払日毎に、参加者口座の「種別名なしの種別・預り口Ⅲ」に記録されている利付国債を「同・預り口」に振替等）を行っています。

こうした残高移管が本年6月20日までに終了することを受け、これまで通知しているとおり、翌21日に旧種別・内訳区分を廃止します。移行期間終了に関する留意事項を改めて1. のとおり纏めましたので、ご確認ください。

—— 移行期間中の取扱い等については、「日本銀行国債振替決済業務規程」の一部改正等に関する件」（平成27年12月4日付日銀業第1123号）別紙4の移行措置および経過措置によるほか、「債券税制の見直し（金融所得課税の一体化）に伴う国債振替決済制度の移行時の取扱い等について」（平成26年7月30日付日銀業第478号。以下「移行通知」といいます。）をご参照ください。

—— なお、日銀ネット出力帳票等における「預り口Ⅰ」の表示は、平成29年3月を目途に、「預り口」に変更する予定です。

また、今般の税制改正に伴い、「国債振替決済制度に関する規則」（以下「振替規則」といいます。）第41条に基づき、参加者から日本銀行に提出頂く報告書類についても一部変更を行ったところです。変更後の提出状況も踏まえ、次回提出にあたっての留意事項を2. のとおり纏めましたので、参加者においては、併せてご確認ください。

1. 移行期間終了に関する留意事項

(1) 本年6月20日の業務終了時に、参加者口座において廃止する旧種別・内訳区分に国債が記録されていることがない（残高がゼロとなる）ようにしてください。 具体的な取扱いは次のとおりです。

—— 例えば、「種別名なしの種別・自己口Ⅲ」、「同・自己口Ⅳ」、「同・預り口Ⅱ」、「同・預り口Ⅲ」等が廃止されます。

イ、本年1月以後最初の利払日が到来した銘柄について、同日以後、旧種別・内訳区分に増額の記録を行わないでください¹。

ロ、旧種別・内訳区分に新規記録を行わないでください²。

ハ、イ、およびロ、に関し、現時点で誤って旧種別・内訳区分に記録している銘柄がある場合には、速やかに正当な種別・内訳区分に振替えてください。

(2) 顧客口座（間接参加者口座および外国間接参加者口座を含みます。）についても、参加者口座とほぼ同様の口座体系の変更を行っています。参加者口座に準じ、変更後の口座体系に沿った適切な口座管理を行ってください。

(3) 個人向け国債の中途換金にかかる売渡申込を行う場合において、受払日が対象となる銘柄の本年1月以後最初の利払日以後の日であるときは、払出先口座区分として自己口Ⅰ（参加者取扱機関の場合）または預り口（取りまとめ参加者または中途換金取りまとめ参加者の場合）を指定してください（別添ご参照）。

¹ 移行通知4.（1）ご参照。

² 移行通知5. ご参照。

2. 日本銀行への報告事務に関する留意事項

(1) 報告書類³は、いずれも変更後の最新の書式（A4版）によりご提出ください⁴。

—— 最新の書式は、日本銀行HP「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「国債振替決済制度関連規程」—「国債振替決済制度に関する規則」中の書式（zipファイル）に掲載しています。

(2) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表（振決規則第17号書式）および国債振替決済業態別内訳額報告表（振決規則第18号書式）は、届出の役職名・氏名の記入および届出印の押捺または署名は不要です。参加者名および振決参加者コードを記入のうえ、ご提出ください。

(3) 国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表（振決規則第17号書式）は、対象となる利付国債の年度末残高等を報告頂くものです（同じ顧客が保有する国庫短期証券・分離国債の残高を加えないようにしてください。）。また、次回（平成29年4月）報告時には、新たに利子額の本年度初来累計額を報告して頂くこととなります。

—— 該当する国債残高または利子額がない場合であっても、ご提出ください（「0」と記入）。

<本件に関する照会先>

業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111（代表）

田中（内線：6103）、猪俣（内線：6181）

以 上

³ 国債振替決済元利金配分額内訳報告表（振決規則第16号書式）、国債振替決済非居住者等非課税制度適用国債報告表（振決規則第17号書式）、国債振替決済業態別内訳額報告表（振決規則第18号書式）。

⁴ 記入にあたっては、最新の「国債振替決済事務取扱手引（参加者用）」（日本銀行HP「業務上の事務連絡」—「国債振替決済制度関連」—「国債振替決済事務取扱手引（参加者用）」に掲載しています。）をご参照ください。なお、郵送による提出も可能です。

平成 28 年 1 月 12 日

参加者取扱機関

御中

取りまとめ参加者

日本銀行業務局

債券税制の見直しに伴う個人向け国債の中途換金事務における
注意事項について

日本銀行金融ネットワークシステム関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

既にご連絡のとおり、日本銀行では、債券税制の見直しに伴い、利付国債について、本年 1 月 4 日以後最初の利払日が到来した銘柄から順次、当該利払日に、所要の残高移管を行います¹。

つきましては、個人向け国債の中途換金にかかる売渡申込を行う場合において、受払日が対象となる銘柄の本年 1 月 4 日以後最初の利払日以後の日であるときは、払出先口座区分として、残高移管後の口座区分、すなわち、自己口Ⅰ（参加者取扱機関の場合）または預り口（取りまとめ参加者または中途換金取りまとめ参加者の場合）を指定してください。

—— 個人向け国債では、最も早いもので、1 月 15 日に利払日を迎える銘柄があります。例えば、1 月 15 日を利払日とする個人向け国債について、1 月 13 日に中途換金にかかる売渡申込を行う場合には、払出先口座区分を残高移管後の口座区分とする必要があります（中途換金実行前に行う自社内振替についても、残高移管後の口座区分に振替を行う必要があります。）。なお、誤った口座区分を指定した場合でも、システム上エラーにはなりませんので、ご注意ください。

—— 中途換金にかかる売渡申込を行う際の払出先口座区分および受入先口座区分の詳細は、（参考）をご参照ください。

以 上

¹ 例えば、種別名なしの種別の自己口Ⅲに記録された利付国債については、種別名なしの種別の自己口Ⅰに移管します。詳細は「日本銀行国債振替決済業務規程」の一部改正等に関する件」（平成 27 年 12 月 4 日付日銀業第 1123 号）別紙 4 の 6. をご参照ください。

(参考)

個人向け国債の中途換金時における払出先口座区分および受入先口座区分

(注) 日付は受払日ベース

払出先参加者	～平成 28 年 6 月 14 日		平成 28 年 6 月 15 日～	
参加者取扱機関の場合	(払出先) ^(※1)	(受入先)	(払出先)	(受入先)
	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞
	例外 ^(※2)			
	(払出先) ^(※1)	(受入先)		
	自己口Ⅲ ＜口座区分コード03＞	自己口Ⅲ ＜口座区分コード03＞		
取りまとめ参加者または 中途換金取りまとめ参加者 の場合	(払出先) ^(※1)	(受入先)	(払出先)	(受入先)
	預り口 ＜口座区分コード11＞	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞	預り口 ＜口座区分コード11＞	自己口Ⅰ ＜口座区分コード01＞
	例外 ^(※2)			
	(払出先) ^(※1)	(受入先)		
	預り口Ⅲ ＜口座区分コード13＞	自己口Ⅲ ＜口座区分コード03＞		

(※1) 中途換金実行前に自社内振替を行う際は、中途換金にかかる売渡申込時に指定した払出先口座区分に振替を行う必要があります。

(※2) 受払日が、中途換金にかかる売渡申込の対象となる銘柄の平成 28 年 1 月 4 日以後最初の利払日の前営業日以前の日である場合には、例外の口座区分とすることも可能です。